

相続財産を公益法人等へ寄附した場合の特例

(租税特別措置法70条)

今回は相続や遺贈により取得した取得した財産を、国または地方公共団体、もしくは一定の要件を満たした公益法人へ寄附をした場合に相続税対象外となる特例について解説する。

(ポイント)

- 一定の要件のもと、相続や遺贈により国や特定の公益法人へ寄附した財産は相続税対象外
- 相続税の修正として課税対象となるケース

相続財産を寄附した場合の非課税の特例の要件と手続、および特例の適用除外となる例

1.要件

- (1) 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得
- (2) 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附
- (3) 寄附した先が国や地方公共団体または教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人

2.手続

相続税の期限内申告書に、以下の記載と書類添付

- (1) 規定の適用を受けようとする旨の記載
- (2) 贈与または支出をした財産の明細書その他書類の添付

3.特例の適用除外(非課税の適用を受けることができない場合)

- (1) 寄附を受けた日から2年を経過した日までに特定の公益法人または特定の公益信託に該当しなくなった場合や、特定の公益法人が、その財産を公益を目的とする事業の用に使っていない場合
- (2) 寄附または支出した人やその親族などの相続税または贈与税の負担が結果的に不当に減少することとなった場合

【税の負担を不当に減少させる結果となる例】

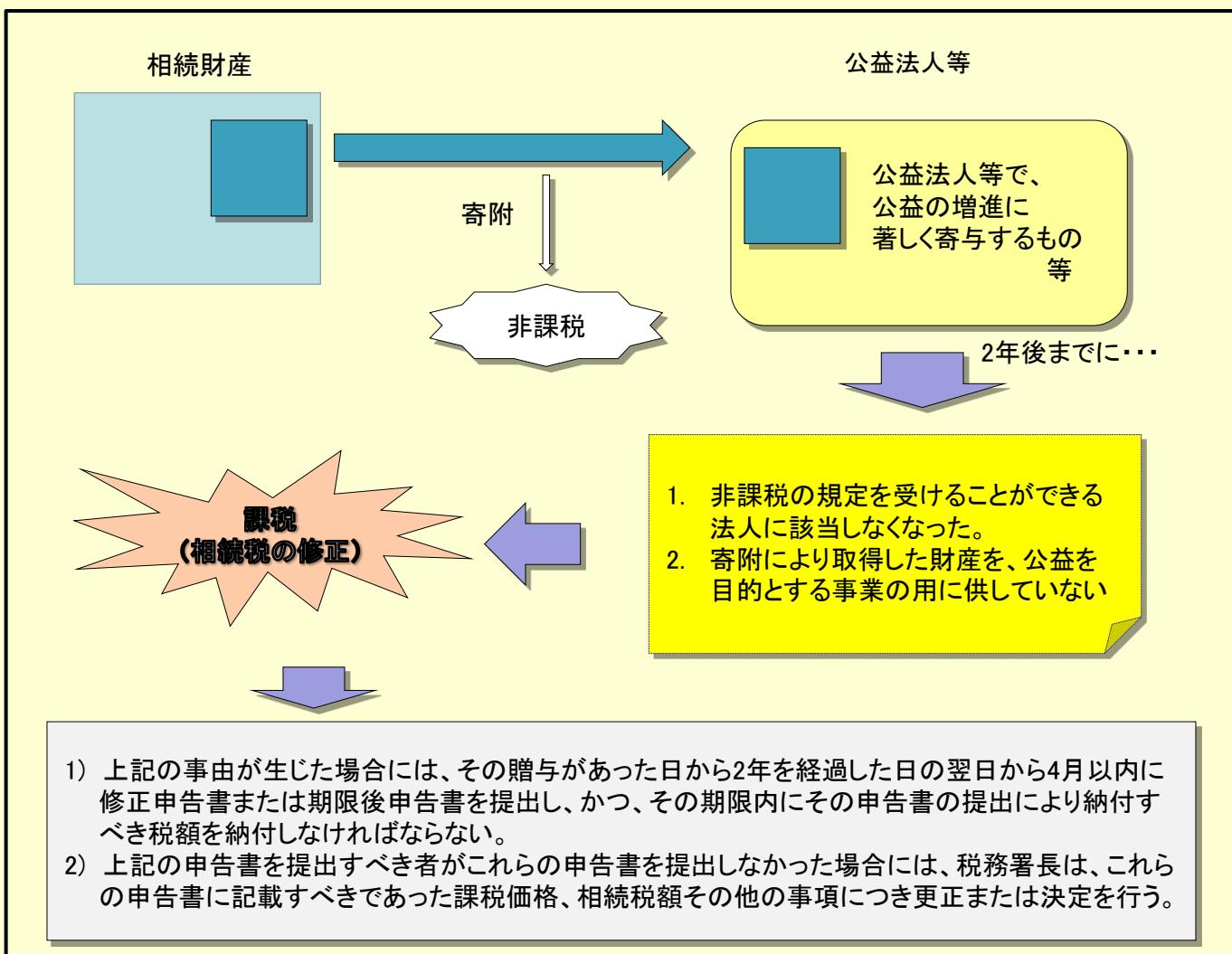
相続税・贈与税の負担を不当に減少させる結果となる場合とは、例えば、受贈法人が寄附した人またはその親族などに対して、次の行為をし、または行為をすると認められる場合をいう

- イ 受贈法人が、他の従業員に比し正当な理由もなく過大な給与等を支払っている場合
- ロ 受贈法人が所有する施設を私事のために利用させている場合
- ハ 受贈法人が所有する財産を無償または著しく低い価額の対価で譲渡した場合

(裏面に続く)



相続財産を公益法人等へ寄附した場合の特例



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<拡充された寄附金の税額控除制度の活用>

確定申告シーズンとなり、筆者のまわりでも「ふるさと納税」等の、寄附と税の話題を聞くことが多くなった。公益法人にも、不特定多数の個人からの寄附に関して、寄附者である個人が税額控除の恩典を受けることができる制度がある。手順として、確定申告時に法人側から発行された書面添付が必要となる。従来、当該寄附控除証明の発行主体となる公益法人側には厳しい要件が課されていたが、制度の普及をめざし平成28年度税制改正を経て、公益法人側の要件緩和が行われた。しかし、公益法人協会の平成28年8月に実施されたアンケートでは、対応済・準備中と回答した法人は回答全体の17.8%とのこと。アンケートの調査結果概要では、現状は不特定多数からの寄附の必要性がないと答えている法人の多さにも触れている。緩和されたとはいえ制度上の寄附者数や金額の過去実績などの要件はあるものの、公益的サービスの提供を担う法人の長期的な運営財源の一手段として、今一度、制度利用を検討してみてはどうか。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のもので
あり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送
等を行わないようお願いします。